

個人住民税の控除 (令和3年2月現在)

控除種別	控除名称	控除額	控除要件	控除対象者	確定申告の有無
所得控除	基礎控除	合計所得が下記の場合。 ○2,400万円以下 →控除額：43万円 ○2,400万円超2,450万円以下 →控除額：29万円 ○2,450万円超2,500万円以下 →控除額：15万円 ○2,500万円超 →控除無し	合計所得が2,400万円以上になると段階的に控除額が下がり、2,500万円を超えると、控除額は0円に。	所得がある個人で、合計所得の上限金額にからなければ、誰でも対象となる。	○社員は「給与所得者の基礎控除申告書」に記入すれば、年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ○それ以外の事業主、年金受給者は、確定申告が必要。 (所得税の基礎控除として記入。住民税の基礎控除額は記載不要で控除される。)
	配偶者控除	配偶者の所得が38万円以下（給与所得のみで103万円以下）で、かつ納税者本人の合計所得、下記の場合。 ○900万円以下（給与所得のみで1,120万円以下） →控除額：33万円 ○900万円超950万円以下（給与所得のみで1,120万円超1,170万円以下） →控除額：22万円 ○950万円超1,000万円以下（給与所得のみで1,170万円超1,220万円以下） →控除額11万円 ○1,000万円超（給与所得のみで1,220万円超）の場合 →控除無し ※別途、老人配偶者控除もある。 詳しくは上記「配偶者控除・配偶者特別控除の控除金額一覧」を参照。	配偶者と納税者本人のそれぞれの合計所得が、一定額以下の場合に、控除を受けられる。	納税者本人が控除対象ですが、配偶者との所得金額が関係する。 ちなみに生計を一にする配偶者や親族が青色、または白色事業専従者からの給与を得ている場合は、子の控除は受けられません。 配偶者本人が、青色・白色事業専従者である場合も同様。	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ※「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入必須。 ○事業主は、確定申告により控除を受けられる。 ○配偶者が公的年金を受け取っている場合、条件により段階的に控除を受けることができる。 ※詳しくは下記の記事を参照 <a href="https://tax.mykomon.com/daily_contents_44511.html">https://tax.mykomon.com/daily_contents_44511.html</a>
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得が、配偶者控除の要件を超える場合に、納税者本人と配偶者の各合計所得に応じて、1万円～33万円が控除。 配偶者の合計所得が123万円超（給与所得のみで201.6万円以上）になると、控除額0円になる。 ※詳しくは上記「配偶者控除・配偶者特別控除の控除金額一覧」を参照。	配偶者の所得が38万円超（給与所得のみで103万円超）となった場合に、適用される。	配偶者控除と同じ。	○配偶者控除と同じ。
	扶養控除	○扶養家族	16歳以上の扶養家族がいる場合、その人数に応じて適応される。	○対象となる扶養家族がいる場合が対象。 次の条件を満たすこと。 ○夫、あるいは妻と「死別」「離別」「未婚」であり、かつ扶養家族や子どもがいる場合の救済を目的とする控除。 ○納税者本人の合計所得が500万円以下。 ○加えて扶養家族や子どもがいるかどうかで、どちらかの控除を受けられるか、あるいは受けられないかが決まる。 (男性・女性で条件が異なる。)	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ○社員は年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ※「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入必須。 ○事業主は、確定申告により控除を受けられる。 ○年金受給者は、年金の源泉徴収票に「寡婦」などが記載されていれば、確定申告は不要。 記載がない場合は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要。
	寡婦控除・ひとり親控除	寡婦控除の控除額：26万円 ひとり親控除の控除額：30万円	夫、あるいは妻と「死別」「離別」「未婚」であり、かつ扶養家族や子どもがいる場合の救済を目的とする控除。 寡婦控除は、夫と死別した妻の場合は、扶養家族がいなくても受けられる。	○対象となる扶養家族がいる場合が対象。 次の条件を満たすこと。 ○夫、あるいは妻と「死別」「離別」「未婚」であり、かつ扶養家族や子どもがいる場合の救済を目的とする控除。 ○納税者本人の合計所得が500万円以下。 ○加えて扶養家族や子どもがいるかどうかで、どちらかの控除を受けられるか、あるいは受けられないかが決まる。 (男性・女性で条件が異なる。)	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ○社員は年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ※「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入必須。 ○事業主は、確定申告により控除を受けられる。 ○年金受給者は、年金の源泉徴収票に「寡婦」などが記載されていれば、確定申告は不要。 記載がない場合は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要。
	障害者控除	○障害等級3級 →控除額：26万円/1人 ○障害等級1級、2級（特別障害者） →控除額：30万円/1人 ○特別障害者と同居の場合（同居特別障害者） →控除額：53万円/1人	納税者本人、あるいは配偶者、扶養家族がいる場合に控除される。この場合の扶養親族は、16歳以下の者も含む。	○障害者認定されている本人、配偶者、扶養親族がいること。 また納税者本人と生計を一にしていなくても、控除対象となる。 ※障害者控除は、配偶者控除、扶養控除と併用可能。	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ※「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に障害者である旨の記入必須。 ○事業主、年金受給者は、確定申告により控除を受けられる。
勤労学生控除	○控除額：26万円	勤労学生とは、働きながら学費を稼ぐ学生のこと。 働きながら学費を稼ぐ学生に対する控除。	勤労学生が、以下の条件を満たしていること。 ○合計所得が75万円以下 給与所得の場合は、130万円以下であること。 (厳密には、事業所得、給与所得、退職所得、雑所得による) ○上記以外の所得が10万円以下	○給与所得者の場合は、年末調整で申告されるので、確定申告は不要。 ※「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入必須。 ○給与所得者でない場合は、確定申告が必要。	
物的控除	雑損控除	次のいずれかの計算により、算出金額が大きい方が適用される。 ○差引損害額（実損害－災害に関連したやむを得ない支出－保険金で補填された金額）－（総所得金額×10%） ○災害関連支出（倒壊した家屋の撤去・除去費用）－5万円	「災害」「盗難」「横領」により、生活に必要な資産や現金に対する損害を被った場合に適用される控除。	納税者本人・配偶者・親族	○社員、事業主、年金受給者問わず、確定申告が必要。
	医療費控除	次のいずれかの計算により、算出金額が少ない方が適用される。 ○（実際に支払った医療費）－（保険金等により補填された金額）－（10万円または総所得金額×5%のいずれか低い方）	保険加入している本人と生計を一にする配偶者、子ども、扶養家族が年間支払った医療費に対して控除。 医療費合計が10万円以下の場合は、申告不要。	納税者本人、配偶者、扶養家族が、実際に支払った医療費合計が対象。 医療費の対象となるかどうかは下記、国税庁のページを参照。 <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_1.htm">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_1.htm</a>	○社員、事業主、年金受給者問わず、確定申告が必要。
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	控除上限：88,000円	確定申告の際に通常の医療費控除とどちらか一方を選択。（両方は適用不可）	下記の健康増進や病気予防を行った際に、かかった費用が12,000円を超えた場合に、超えた分の金額が控除。 ・セルフメディケーション税制対象となる市販薬を購入した費用 ・予防接種や健康診断、がん検診、特定健康診査、健康診査、人間ドックを受けた費用	○社員、事業主、年金受給者問わず、確定申告が必要。
	社会保険料控除	全額控除	会社でかけている社会保険料に対する控除	会社員のみ	○年末調整で申告されるので、確定申告不要。
	小規模企業共済等掛金控除	全額控除 小規模企業共済等掛金控除の範囲は、「確定拠出年金」「心身障害者扶養救済制度」の掛け金も含まれる。 これらも同じく全額控除となる。	左記の掛け金に対して、控除を受けられる	小規模企業共済は事業者向け。 確定拠出年金と心身障害者扶養救済制度は、会社員、会社役員。	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告不要。 ○会社役員は確定申告により控除を受けられる。
	生命保険料控除	○平成24年1月1日以降に締結した保険の場合（新契約） →最大7万円まで控除 ○平成23年12月31日以前に締結した保険の場合（旧契約） →最大7万円まで控除 新旧両方の契約がある場合は、合計で最大7万円までが控除。 ※計算方法については、本記事「11.生命保険控除」を参照。	下記で支払った保険料に対する控除。 ○新契約の場合、当年に支払った「一般的な生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」が控除対象。 ○旧契約の場合、当年に支払った「一般的な生命保険料」「個人年金保険料」が控除対象。	対象の保険契約 ○一般的な生命保険の受取金が「本人」「配偶者」「親族」の契約 ○個人年金保険金の受取人が「本人」「配偶者」の契約 ○介護医療保険金の受取人が「本人」「配偶者」「親族」でかつ新契約のみ	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告不要。 ○事業主、年金受給者は確定申告により控除を受けられる。
地震保険控除	支払った保険料の半分のうち、最大25,000円までが控除。 ※保険金を一括で支払った場合は、総支払額÷保険期間で算出。	本人、配偶者、親族が居住する家屋に地震保険をかけておられる場合の控除	地震保険に加入されている方が対象	○社員は年末調整で申告されるので、確定申告不要。 ○事業主、年金受給者は確定申告により控除を受けられる。	
税額控除	寄付金特別控除（税額控除）	支出した団体により、計算方法が異なります。 1.政党に寄付した場合 （寄付金額の合計金額－2,000円）×30% 2.認定NPO法人等に寄付した場合 （寄付金額の合計金額－2,000円）×40% 3.公益社団法人等に寄付した場合 （要件を満たす寄付内容の合計金額－2,000円）×40% 1,2,3の寄付合計金額の控除上限は、総所得金額の40%。または所得税額の25%が限度。 (2と3の寄付金は、合算して25%) なお1,2,3の合計寄付金額から2,000円を差し引く。（それぞれ2,000円を差し引くわけではない。）	国や定められた団体に対して、2,000円を超える寄付を行った場合に、超えた分の金額に対して、総所得金額から一定額を控除することができる。 なお寄付金控除は、所得税控除か税額控除のどちらかを選択できます。 住民税の控除を受けられる場合は、税額控除とする必要があります。	次の「特定寄付金」に該当するものが対象となります。 ○国や地方公共団体への寄付金 ○指定寄付金（財務大臣が指定する公益法人への寄付金） ○特定公益増進法人（教育、文化、社会福祉などの増進）への寄付金 ○特定公益信託の信託財産に充てるための金銭支出 ○政治活動に関する寄付金（政党や政治資金団体への寄付も対象） ○認定NPO法人への寄付金	○社員、事業主、年金受給者問わず、確定申告が必要。
	ふるさと納税	住民税における控除の場合、次の計算で控除額を算出する。 ○基本分 （ふるさと納税額－2,000円）×10% ※納税額は、総所得金額の30%が上限 ○特例分1 （ふるさと納税額－2,000円）×（100%－10%（基本分）－所得税の税率） ○特例分2 住民税所得割額×20% ※特例分1の計算により、住民税所得割額が2割を超えない場合は、特例分1の算出金額を採用。 2割を超える場合は、特例分2で算出した金額を採用する。	ふるさと納税を行った際に、納税額が2,000円の実費負担を差し引いて控除されます。	寄付を受けた自治体が発行する「寄付金受領証明書」に記載された名義人	○社員、年金受給者の方は、確定申告を行うか、ワンストップ特例制度を利用するかを選択。 ○事業者の場合は、確定申告により控除を受けられる。
	住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）	住民税における控除計算： 所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円まで） ※所得税における控除金額の算出は、全く別の計算方法。	要件を満たす住宅を、個人が住宅ローンを用いて購入した場合に、税額控除を受けられる。 順番としては、まず所得税で別途計算した控除額が適用される。 所得税で控除しきれなかった分を、左記の計算方法で算出した金額を翌年度の住民税から控除となる。	下記、国税庁が定める要件を満たしていること。 さらに平成21年から令和3年12月末の間に、その住居に居住していることがあげられます。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1213.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1213.htm</a>	○社員は初年度のみ確定申告が必要。以後は年末調整で適応可能。 ○事業者も、確定申告により控除を受けられる。